平成２９年（フ）第２４１号
新潟市西区五十嵐東２丁目12番47号
債務者　伊狩　　勉
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４４号
新潟県五泉市石曽根7926番地８
債務者　梁取　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
新潟市西蒲区升潟2276番地18
債務者　足立　智恵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５５号
新潟市北区葛塚4506番地　川口アパート10号
債務者　遠藤　博幸
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５６号
新潟市東区下木戸１丁目14番16号　ウィケットハウスＧ号
債務者　宮崎　露子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２１号
金沢市観音堂町ロ161番地
債務者　沢田　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
金沢市東力４丁目89番地２、従前の住所東京都日野市南平３丁目11番地の６
債務者　竹内　護一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４９号
金沢市大桑町平42番地14　市営住宅４棟104号
債務者　冨田塗装店こと　冨田　裕久
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
長野県上田市芳田1779番地１
債務者　堀内　弘子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７８０号
愛知県津島市大字古川字汁江338番地　スターファースト津島４Ｅ
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５８号
愛知県瀬戸市原山台２丁目18番202号
債務者　上浦　森衛
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８３号
愛知県春日井市白山町４丁目１番地４　メゾンド・マーベラス105号
債務者　新谷　隆司
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６号
三重県鈴鹿市庄野共進２丁目４番19号　ポポラーレ鈴鹿105、前住所三重県鈴鹿市甲斐町1233番地
債務者　倉田　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９６号
奈良県奈良市疋田町１丁目６番１号
債務者　入木　和幸
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７７号
鳥取県米子市両三柳5432番地　カスタリア102号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目14番２―213号
債務者　原田　　智
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８０号
鳥取県米子市角盤町４丁目129番地　ラフェスタ角盤町611号、前住所鳥取県米子市皆生温泉４丁目10番19号
債務者　永田　朗子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部